

| | | |
|--|--------------------------------|-----------------------------|
| 4 権利を設定し、 又は移転しよう とする当事者別 の事由の詳細 | 譲受人 | (転用の目的及び転用の目的に係る施設又は事業の内容等) |
| | 譲渡人 | |
| 5 権利を設定し、 又は移転しよう とする契約の内 容 | 所有権移転又は 権利設定の時期 | |
| | 給付の時期 | |
| | その他の契約条件 | |
| 6 転用の時期及 び転用の目的に 係る事業又は施 設の概要 | 土地の造成期間 | 年 月 日から 日間 |
| | 施設の建設期間 | 年 月 日から 日間 |
| | 事業の操業期間 | 年 月 日から 日間 |
| | 施設の名称、構造、 棟数及び面積 | |
| 7 転用の目的に 係る事業の資金 計画 | 所要資金の 算定の基礎 | |
| | 所要資金の 調達の方法 | |
| 8 転用すること によって生ずる 付近の農地又は 採草放牧地、作物 等の被害の防除 施設の概要 | 被害発生原因、被害を与える 対象及びその程度並びに範囲 | |
| | 防除施設の種類、防除の方法 及び防除できる程度 | |
| 9 その他参考と なる事項 | | |

<添付書類>

- (1) 申請者が法人である場合には、法人の登記簿の謄本及び定款又は寄付行為の写し
- (2) 申請者が登記簿上の所有者と異なるとき又は所有権以外の権原に基づいて申請するときは、その者が権利を有することを証する書類
- (3) 譲受人が単独で申請書を提出する場合にあっては、規則第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当することを証する書類
- (4) 土地の位置を示す地図（位置図）及び土地の登記簿の謄本
- (5) 申請に係る農地及び採草放牧地(以下「農地等」という。)の周辺の市街地化及び営農の状況を表示した図面（見取図）
- (6) 申請に係る農地等及びその付近の地番、地目、土地所有者及び耕作者を表示した図面（字限図）
- (7) 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面（事業計画図）
- (8) 転用の目的に係る事業の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資金及び信用があることを証する書類
- (9) 転用の目的に係る事業の実施及び施設の利用によって付近の農業又は住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれが生ずる場合にあっては、これを防止するための防除施設の設置状況を明らかにした書類
- (10)申請に係る農地等を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書類
- (11)申請に係る事業の実施又は施設の利用について次に掲げる者の同意書又は疎明書
 - ア 転用しようとする農地等に隣接した農地等がある場合にあっては、当該隣接する農地等の所有者及び耕作者
 - イ 申請の目的に係る事業の実施又は施設の利用について取水又は排水を伴うものにあっては、当該取水又は排水に係る水利権者、水路管理者、漁業権者等
 - ウ 農地等を転用した結果、付近の農業又は住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれが生ずる場合にあっては、当該影響を受ける者又はその代表者
- (12)申請に係る農地等が賃貸借の目的となっている場合にあっては、その賃貸借につき、法第 18 条第 1 項の規定による解約等の許可があったことを証する書類又は、同条第 6 項の規定による解約の申入れ等の通知書の写し
- (13)農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域に含まれていないことを証する市町長の証明書又は同法施工規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 1 条に規定する農用施設の用に供される土地であることを証する市町長の証明書
- (14)申請に係る農地等が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書類）
- (15)転用の目的に係る事業又は施設に関して法令等により許可、認可等を要する場合にあっては、当該許可、認可等を受けていることを証する書類又は当該許可、認可等を受けるための手続きをしていることを証する書類
- (16)その他参考となるべき書類

| | | |
|--------|------|--|
| 連絡・照会先 | 電話番号 | |
| | 氏名 | |